

環境影響評価書案審査意見書

「大井町駅周辺広町地区開発」に係る環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について審査した結果、東京都環境影響評価条例（昭和55年東京都条例第96号）第57条第1項に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都知事

小池百合子
（公印省略）

記

第1 対象事業

- 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名称：東日本旅客鉄道株式会社
代表者：代表取締役社長 深澤 祐二
所在地：東京都渋谷区代々木二丁目2番2号
- 対象事業の名称及び種類
名称：大井町駅周辺広町地区開発
種類：高層建築物の新築
- 対象事業の所在地
所在地：東京都品川区広町二丁目地内

第2 意見

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

【大気汚染】

建設機械の稼働に伴う二酸化窒素の最大着地濃度の予測結果では、本事業による相当程度の寄与があり、環境基準を下回るがその値は高い。また、出現地点は工事用車両が集中する出入口に近いことなどから影響の増大も懸念される。このことから、環境保全のための措置を徹底し、大気質への影響の低減に努めること。

【騒音・振動】

- 1 計画地周辺における道路交通騒音は、現況において環境基準値を上回る地点があり、工事用車両及び関連車両の走行に伴う騒音が加わることから、環境保全のための措置を徹底し、騒音の低減に努めること。
- 2 工事用車両及び関連車両の唯一の搬出入路である計画地南側の特例都道鮫洲大山線（区役所通り）は、大井町駅前から通じる片側一車線の道路であり、交通量の増加による影響が懸念されることから、道路交通及び騒音・振動の状況の把握に努めること。

【風環境】

風環境の予測結果では、現況からの変化は一定程度生じるが、計画建築物の形状及び配置への配慮や防風植栽等の対策により、影響を低減するとしていることから、環境保全のための措置を徹底するとともに、事後調査においてその効果の確認を行い、必要に応じて更なる対策を講じること。